(1) 運営基準に関する主な指摘事項

② 勤務体制の確保

雇用契約書

一部の従業者の雇用契約書を作成していないので、事業 所の従業者によるサービスであることを確認できない (ボランティア従事、他の事業所の従業者が従事してい る等。)。

勤務表

勤務表を作成していない。又は勤務表に日々の勤務時間、 職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を 記載していない。

研修

従業者に対する研修を実施していない。または実施した 記録がない。

(市条例43号第40条、市条例第62号第41条他)



改善に向けて

雇用契約書

事業者は事業所ごとに、事業所の従業者によってサービスを提供しなければならない。

(市条例43号第40条第2項 他)

事業者との間に雇用契約等を締結し、職務として従事する者でなければならない。

(H26.11 厚労省障害福祉課見解)

勤務表

事業所ごとに、月ごとに従業者名(及び管理者名)、日々の 勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼 務関係である旨等。

※サービス提供(管理) 責任者(児童発達支援管理責任者、相談支援 専門員)

(解釈通知H18障発1206001号他)

研修

研修機関が実施する研修や事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保する。

(解釈通知 H18障発1206001号他)





(1) 運営基準に関する主な指摘事項

③非常災害対策、掲示

非常災害対策

過去(実地指導のない年度)の避難訓練の実施の記録が確認できない。

非常災害時の対応マニュアルなどが整備されていない。

(市条例43号第71条、市条例第62号第43条他)

揭示

事業所内に従業者の勤務体制、重要事項等を掲示していない。または掲示内容に協力医療機関の記述がない。

(市条例43号第42条、市条例第62号第46条他)

改善に向けて



非常災害対策

事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

事業者は、非常災害に備えるため、<u>定期的に避難訓</u> **練、救出訓練その他必要な訓練**を行わなければなら ない。

(市条例43号第71条他)



掲示

事業者は、事業所の見やすい場所に、<u>運営規程の概要、従業者の勤務の体制</u>、(協力医療機関)その他の利用申込者の<u>サービスの選択に資すると認められる重要事項</u>を掲示しなければならない。

(市条例43号第42条 他)

(1) 運営基準に関する主な指摘事項

④ 苦情解決、会計の区分

苦情解決

苦情を記録していない。

苦情解決の手順(マニュアル)が整備されていない。 (市条例43号第46条、市条例第62号第53条 他)



会計の区分

口事業所ごとに、障害福祉サービスの事業の会計とその他の事業(自主的な事業(法定外サービス等)や介護保険制度の訪問介護等)の会計を区分していない。 (市条例43号第48条、市条例第62号第56条他)



改善に向けて

苦情解決

事業者は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

事業者は、苦情を受け付けた場合には、<u>苦情の内容</u> <u>等を記録</u>しなければならない。

(市条例43号第46条第2項 他)



会計の区分

事業者は、<u>事業所ごとに経理を区分</u>するとともに、 当該事業の会計を<u>他の事業の会計と区分</u>しなければ ならない。

(市条例43号第48条 他)

(1) 運営基準に関する主な指摘事項

⑤ 定員の遵守、その他日常生活費

定員の遵守

就労継続支援事業所で、定員超過利用減算に該当 しない範囲で、定員超過が恒常的になっている。 〈定員超過利用減算〉

- 1日当たりの利用者が、定員が50人以下の場合は、当該定員の150%を超過している場合と
- ・過去3か月の平均利用人員が、定員の125%を 超過している場合

その他の日常生活費

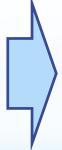
送迎加算を算定している場合、利用者から送迎費用を徴収している。



改善に向けて

定員の遵守

定員超過利用減算に該当しない範囲であっても、定員超過が恒常的にならないようにする。



その他の日常生活費

送迎加算を算定している場合、<u>燃料費等の実費が送</u> 迎加算の額を超える場合に限り、利用者から送迎費 用を徴収できる。

(障害福祉サービス等における日常生活費に要する 費用の取扱いについて(平成18年障発第 1206002号))

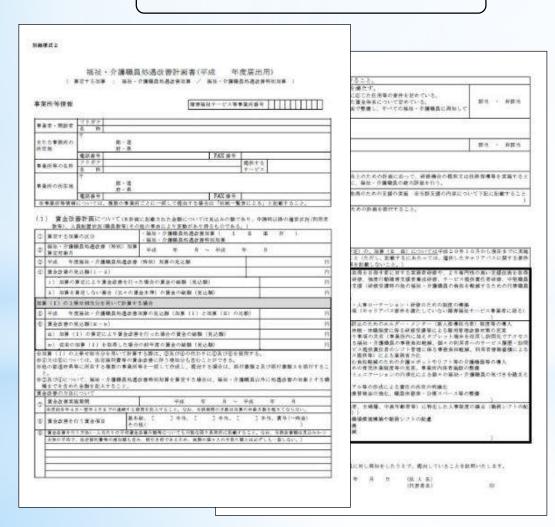
(2) 自立支援給付等の算定に係る指摘事項

① 福祉・介護職員処遇改善加算

福祉 • 介護職員処遇改善加算

福祉・介護職員処遇改善計画書について、全ての福祉・介護職員に周知をしていない。

福祉・介護職員処遇改善計画書



改善に向けて



福祉•介護職員処遇改善加算

福祉・介護職員処遇改善計画書の作成し、全ての福祉・介護職員に周知すること。

(H18厚労省告示543号、H24厚労省告示270号) (H24障障発0330-5号)

※地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援は対象外



① 法人が主催する旅行への移動支援の利用禁止

事業者が主催(発案・企画) した集団旅行・遠 足等のレクリエーション活動に際して、移動支 援を利用することはできるか?



移動支援は、利用者の発意による外出が原則であ り、移動支援事業所(運営法人を含む。)が主催 する行事等については、移動支援の対象とはなら ない。

(1)移動支援事業の目的

単独では外出困難な障がい者が、 社会生活上必要不可欠な外出等 (社会生活上必要不可欠な外出及 び余暇活動や社会参加のための外 出)をする際の移動の介護に要し た費用の一部を支給し、もって障 がい者の自立と社会参加を促進す ることが目的である。



(2)支給の範囲

社会生活上必要不可欠な外出等とは、社会通念上外出が必要不可欠と認められる場合、社会参加促進の観点から日常生活上外出が必要な場合で、原則として一日の範囲内で用務を終えることが可能な外出である。

①市外での指導支援の利用

市外に行く場合であっても、一日の 範囲内で用務を終えるものであれば、 移動支援の利用は可能である。

②旅行中における移動支援の利用

宿泊を伴う旅行の場合については、 特例的に、宿泊先のホテル等を居宅 として位置づけることにより、移動 支援の利用が可能である。

(3)移動支援に含まれないと考えられる事例

①移動支援事業所等のイベント

移動支援事業所等が発案・企画するイベント等への参加及びそれに 類する場合

②事業者主催の行事

指導支援は利用者の発意による外出が原則である。事業者が主催 (発案・企画)した集団旅行・遠足等のレクリエーション活動については、移動支援の対象とならない。

② 同一日の重複請求

障害児通所支援給付費について、複数の事業者が同一利用者の基本報酬を同一日に重複して請求している事例やA事業所が国保連請求した日にB事業所でも欠席時対応加算の国保連請求を行っている事例がありました。



障害児通所支援では、同一日における複数事業 所からの請求は認められませんので、十分ご留 意ください。

児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等 訪問支援

児童発達支援(医療型児童発達支援を含む)又は放課 後等デイサービスと保育所等訪問支援を組み合わせて 通所給付決定を行うことは可能である。

複数の障害児通所支援の通所給付決定を受けている場合でも、複数の障害児通所支援に係る報酬は1日単位で算定される。

同一日に複数の障害児通所支援を利用することはできない。

(同一日に同一サービスを異なる事業所で利用した場合を含め、同一日においては、一の事業所以外は報酬算定できない。)

保育所等訪問支援

保育所等訪問支援については、同一時間帯での支援の提供でない限りにおいて、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスと同一日であっても報酬の算定は可能である。

保育所等訪問支援を同一日に複数回算定することや障害 者総合支援法に基づく障害福祉サービス(訪問系サービ スを除く。)と同一日に算定することはできない。

③就労継続支援A型の見直し

見直しの概要【平成29年4月施行】

〇希望を踏まえた就労機会の提供の徹底

利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、利用者に対し就労の機会を提供するとともに、その就労の知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を適切かつ効果的に行う障害福祉サービスであることから、利用者の希望や能力を踏まえた個別支援計画(様式の統一)の作成を徹底。

〇賃金の支払い

- 生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金総額以上とする。
- ・ 賃金の支払は、原則、自立支援給付から支払うことは禁止する。
- →これら指定基準を満たさない場合には、経営改善計画書を提出し経営改善に取り組む。

○運営規程の記載事項の追加

新たに「主な生産活動の内容」、「賃金」、「労働時間」を追加規定する。

〇情報公表

障がい者やその家族等が適切な事業所を選択できるように、「財務諸表」、「主な生産活動の内容」、「平均 月額賃金」を事業所のホームページで公表。

④放課後等デイサービスの見直し

見直しの概要【平成29年4月施行】

〇児童発達支援管理責任者の資格要件の見直し

現行の実務要件に保育所等の児童福祉に関する経験を追加し、障害児・児童・障害者の支援の経験(3年以上)を必須化する。

※既存の事業所は1年間の経過措置

〇人員配置基準の見直し

人員配置基準上配置すべき職員を「指導員又は保育士」から「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者*に見直し、そのうち、児童指導員又は保育士を半数以上配置することとする。

- *2年以上障害福祉サービス事業に従事した者
- ※既存の事業所は1年間の経過措置

○運営基準の見直し

運営基準において、放課後等デイサービスガイドラインの内容に沿った評価項目を規定し、それに基づいた評価を行うことを義務付ける。

質の評価及び改善の内容をおおむね1年に1回以上公表しなければならない。

6 自己点検表について

札幌市障害福祉サービス事業者等自己点検表

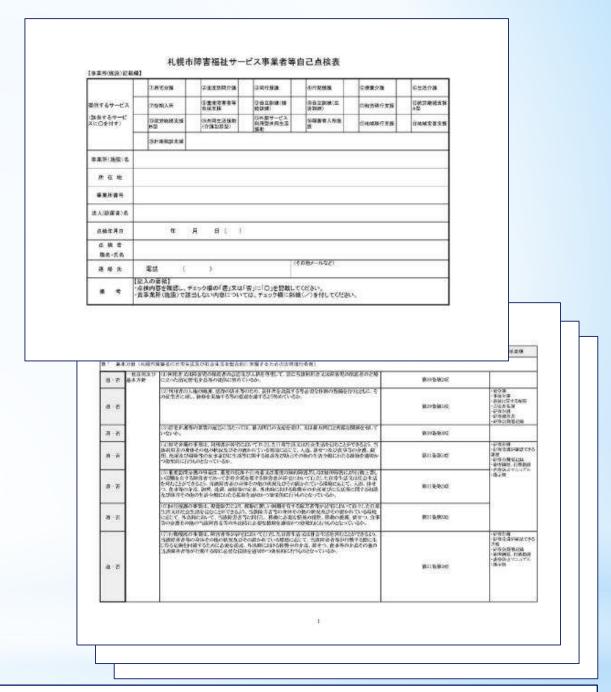
自己点検表とは

「自己点検表」は、事業者自身が、自らのサービス の提供体制及び運営状況、サービス費用の算定方法 についての点検を行うことができるものとなってい ます。

より質の高いサービス提供のために、この自己点検表を積極的に活用ください。

事業者の責務

障害福祉サービス等の事業者等が利用者に適切な障害福祉サービス等を提供するために、条例等に定められた人員、設備運営等に関する基準及び障害福祉サービス等に要する費用の算定に関する基準を遵守する必要があります。



http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/jikotenkenhyou.html

※実地指導の際には、事前に提出が必要が必要な書類です。

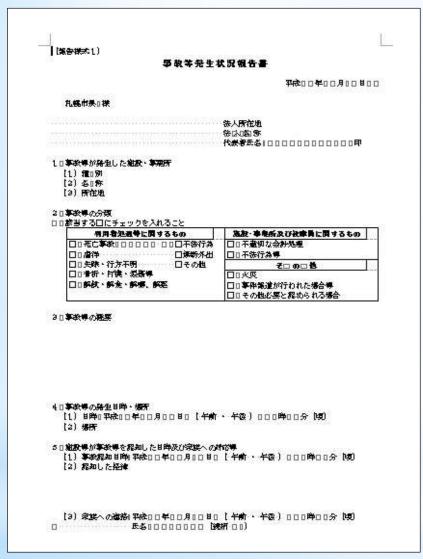
札幌市 自己点検表 事故報告

検索

7 事故報告について

事故等発生状況報告書

入所者または利用者に対するサービス提供中の事故等が 発生した場合、「事故等発生状況報告書」により市へ報 告してください。



http://www.city.sapporo.jp/shogaifuk ushi/jiritsushien/jikotenkenhyou.html

札幌市 自己点検表 事故報告

検索

【報告の範囲等】

サービス提供中の事故については、送迎・通院等の間を含み、事業者の過失の有無を問いません。

1. 重大な事故等

- (1) 入所者等の死亡事故
- (2) 役・職員の不法行為(預かり金着服・横領等)
- (3) 入所者等に対する虐待(不適切な処遇(疑)を含む)
- (4) 入所者等の不法行為
- (5) 入所者等の失踪・行方不明(捜索願を出したもの)
- (6) 火災 (消防機関に出動を要請したもの)
- (7) その他ア〜カ以外の事項で、テレビ・新聞等で報道された事案(報道される可能性のある事案を含む)

2. 左記1以外の事故

- (1) 入所者等の骨折、打撲、裂傷等で、医療機関への入院・通院を要したもの
- (2) 入所者等の誤飲、誤食、誤嚥及び誤薬
- (3) 無断外出・外泊(見つかった場合)
- (4) その他報告が必要と認められるもの (交通事故等)



直ちに報告する

事故発生後(又は事故発覚後) 30日以内に報告する

サービスの種類	法令等の種 類	法令等の名称
障害福祉サービス で書で移動支援 ので移動支援 ので移動支援 のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	法	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(平成17年11月7日法律第123号) ○社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号) ○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年6月24日法律第79号)
	基準省令	〇障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営 に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)
	解釈通知	〇障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営 に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)
	報酬告示札幌市告示	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)○札幌市移動支援事業実施要綱第9条の規定に基づく費用の額の算定に関する基準(平成26年札幌市告示第859-8号)
	留意事項通 知	〇障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)
	条 例	〇札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例 (平成24年10月3日札幌市条例第43号)
	要綱	〇札幌市移動支援事業事業者登録要綱(平成18年9月26日保健福祉局理事決裁)
	ガイドライン	〇札幌市移動支援事業 移動支援ガイドライン(平成28年8月札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課)

サービスの種類	法令等の種類	法令等の名称
障害者支援施設	法	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(平成17年11月7日法律第123号)○社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年6月24日法律第79号)
	基準省令	〇障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第172号)
	解釈通知	〇障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成19年1月26日障発第0126001号)
	報酬告示	〇障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)
	留意事項通知	〇障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)
	条 例	〇札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例 (平成24年10月3日札幌市条例第43号)

サービスの種類	法令等の種類	法令等の名称
障害児通所支援障害児入所支援	法律	○児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号) ○社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号) ○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年6月 24日法律第79号)
	基準省令	○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成24年2月3日厚生労働省令第15号) ○児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成24年2月3日厚生労働省令第16号)
	解釈通知	〇児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号) 〇児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第13号)
	報酬告示	〇児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第122号) 〇児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第123号)
	留意事項通知	〇児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定 に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発 0330第16号)
	条 例	〇札幌市児童福祉法施行条例(平成24年12月13日札幌市条例第62号)

サービスの種類	法令等の種類	法令等の名称
地域相談支援 計画相談支援 障害児相談支援	法律	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(平成17年11月7日法律第123号) ○児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号) ○社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号) ○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年6月24日法律第79号)
	基準省令	○障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成24年3月13日厚生労働省令第27号) ○障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成24年3月13日厚生労働省令第28号) ○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成24年3月13日厚生労働省令第29号)
	解釈通知	○障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第21号) ○障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第22号) ○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第23号)
	報酬告示	○障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成24年3月14日厚生労働省告示第124号) ○障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成24年3月14日厚生労働省告示第125号) ○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成24年3月14日厚生労働省告示第126号)
	留意事項通知	〇障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成18年10月31日障発第1031001号) 〇児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成24年3月30日障発0330第16号)

自己点検表を活用して、適切なサービス提供に努めてください。

ご静聴、ありがとうございました。